

險於錄別卷

甲

特別
14
1919
114



38- 8920

宛然たる 豪家の非運(一)

御家騒動 市島家悪番頭の専横

越後の多額納税者で、縣下第一の地價持といへば誰れでも天王の市島家たることを知るであらう、若しも三井や岩崎を以て、日本の花だといふ事が出来るなら、市島家は即ち越後の花と見るべき程の、名家でもあり、又豪家でもあるのである。○處が、此越後の名花が、今將に毒虫の爲めに蝕害されて、あはれ枝葉も枯れなんとして居るのに、其一門の人々までが、誰れ一人此毒虫を追ひ拂はふともしないのは、何と情けな

引續きての購讀者で、本社にとつては恩こそあれ、怒みなどは毛頭無いのであるから、故意に市島家の中傷などをするので無いことは、恐らく市島家自身の既に認むる所であらうと思ふ。○ソレに東京の三井事件は、畢竟悪門の私事にしか過ぎないので、外には補佐する人々があるから、延て一家の興亡に關するといふ程でもなからうが、市島家の茶乱といふものは全く是と異つて居る。○現今番頭の専横暴は、宛然伊達騒動の原田甲斐、加賀騒動の大槻藏人其まゝといふ始末で、市島家にとつては何の事も無い獅子身中の虫であるのだ。○然るに數多親近の者共が、皆此悪番頭の權力に媚びて、主家の大事を救ふどころか、却つて惡計に與みするものさへあると聞いては、余輩孤憤禁する能はず、一大鉄槌を彼等奸徒の頭上に下して、彼等の心膽を寒からしめねばならぬのである。○讀者よ、市島家の毒虫として越後の名花を蝕害しつつある悪番頭とは同家の

讀者は余輩の心事を諒として買いたい。○其上市島家は、本紙創刊以來即ち二十五年來

總理番頭たる市島文太郎即ち是である

余輩は明日以後の紙上に於て、イカに此文太なる悪番頭が其の主家を危くせんがために、如何なる奸計を廻らしつゝあるか、又市島家が文太の爲にイカに人知らぬ不幸に逢ひつゝあるかを、一々曝露する積りである。

豪家の非運(三)

宛然たる御家騒動

(市嶋家悪番頭の専横)

○「大森以忠」の古言には、慥に一面の眞理がある、今は昔し古諸侯の家に屢々現はれた彼の御家騒動の如きも、その張本人はといふと、内に如何に邪心を包んで居らうと、外には頗る忠義の風を装ふて、ソレで主公の信任を得た上、愈よ悪事に取つかゝるいふのが、原田甲斐でも大槻藏人でも古來悪人といはれたもの共の必ずヤリ來つた慣手段であつた。○市嶋家の騒動も恰此類で、その張本人たる文太郎が先づ主人の愛妾に縁して主人に取り入り、追々信任を得るやうになると、ソレ／＼忠義の郎黨を追ひ出し、首尾よく主家の全權を握るとな

ものは必ず笠柳村を通るが、試みに紺屋といふて問ひたまへ、路の右方に粗末な萱貴の家がある、ソレが即ち文太の養家で、誰の目にも中百姓以上の家柄とは見られまい。○文太が養家と質家とが、資産の上に相違ある事此くの通りであるにも拘はらず、ナセ此不釣合の所へ養子になつたかといふと、文太の質父次郎兵衛の母は即ち養家から嫁いだのである、是等の關係から文太は養子となつたもので、文太が妻も亦其縁家から來たもので、通湯村齋藤清太郎の妹である。○更に文太が質父次郎兵衛なるもの性質を一寸書いて置くが、彼は黒川第一の資産家ではあるけれど、吝嗇者も横着者も常に村民から指彈されてゐた人物で、現に前年は村の共有財産を横領せうとした爲めに、遂に入獄したこともある。○質父が既に是程だから、文太も其性質を受け繼いで、小供の時から剛情我慢、小意地のワルイことは非常なもので、曾て諏訪山村に大野耻堂翁の私塾のあつた時、文太も入塾したところがあるが塾中第一の憎まれものになつてゐた。○併し文太は入塾したといふものゝ、ホンの四書の素讀を終つて五經の半

豪家の非運(三)

宛然たる御家騒動

(市嶋家悪番頭の専横)

○更に文太が其時分の生計は如何かといふと、漸く飯米は取るので出來ても其外には賣る米などは幾何も無かつたといふことだから、是で大抵は彼が其當時の暮し向も想像が出來やう。○であるから彼も坐食することが出來ず、纔に紺屋賣で以て兎に角生計を支へて居つたが、是とて繁昌といふ程ではないので、文太自ら染方に従事して年中両手が藍色に染まつて居たやうな有様寔に氣の毒な程であつたが、其隙暇には村役場の備なごに使つて貰つて、其賃銀で家計の不足を補つて居た、現に明治十八年の地押調の時などは、彼は日給三十錢を難有く頂戴して、炎天中に撿竿を携へ、田圃の間を駆け廻つて居たのである、今は文太の股肱たる川崎哲太郎といふ男の如きも其時分から文太の相棒であつたのだ。○斯ういふ体故であつたので、其當時はソレ程に零落れて居らうとも、奮はといへば天王

と、その家の嫡子まで廢嫡させやうとしたなどは、全く御家騒動の悪人等と、同一筆法を用ゐたのである。○已に是程計を密にして、名に負ふ豪家を傾けんとして居るのであるから、其事情は紛糾錯綜、宛がら乱麻の結びついたやうな具合である、随つて茲に其頓末を記さうとするにも、條理井然、直ちに讀者の腑に落ちるやうにするのは、甚だ出來難い所であるが、先づ事の順序として、事件の張本人なる悪番頭市島文太郎の素性から書き出さう。○文太郎の本姓は伊藤で黒川村のものである、父を次郎兵衛といふて地價三萬餘圓を有し、黒川第一の資産家であつたが、次郎兵衛に三人の子があつて伯を徳太郎、叔を文太郎、季を建七郎といふた、此二番目の文太郎が幼少の時笠柳(今は藤井村に属す)の市嶋與吉に養はれて、市嶋文太郎と名乗つたのである。○笠柳の市嶋は天王の市嶋と同一く、十公野の市嶋家から出たもので、俗にいふ相分家である、先代を與左衛門といふて天王の市嶋から嫁を貰つたことなどもあつた中だが、其後零落して天王の市嶋家に支那人となる迄に成り下り、ツい近年迄は紺屋をして居たさうである。○新編から新發田へ行く

の市島家とは縁組までした間であるから、其時分天士の市島家に總理番頭をして居つた高橋清太郎が、深く文太を氣の毒に思ひ主人に乞ふて彼を番頭の列に加へた、是こそ文太が今日の悪心を起した起因で、主人も清太郎もかゝる悪人を養ふのだとは、神ならぬ身の氣が附かなかつたは、何とも是非のない次第である。尤も茲に一寸言ひ非したことは、マダ文太を番頭に採用しない以前から、天王の市島では多少の扶助を與へて居たので、高橋清太郎が文太を番頭に推したのには、文太を氣の毒に思ふた爲めに、彼に相當の給料を與へて店に使つて置くことにすれば、文太の利益ともなるのみならず、市島家から彼に扶助料を出すに及ばず、ツマリ一舉兩得であらうといふので、遂に彼をば推挙するに至つたのである。其當時彼は清太郎の情けによつて漸く市島家の番頭に立身したが、年給八十圓に物二反の恩賜を、上なく恐悦して、心の底から清太郎に感謝して居たさうである。何ぞ計らん此成り上りの番頭がこれ程徳を施した清太郎をさへ追ひ出して果は主家をさへ傾けんとする大謀を起さうとは、誠に

存分手腕を揮はせて見る所は、流石に大家の主人である。○けれどもも素封の家に生れて、而かも婦人の手に成長し、荒い風にも當らなかつた人物だけに、古大名と同一具合に、一向世帯には通つて居らない、彼の高橋清太郎を用いた時、家政を擧げて清太郎に任せただけで、清太郎も感激して鞠躬盡瘁、非常な熱心で家政の紊乱を理めたから、一時甚だ長へてゐた市島家も漸く回復することが出来て、多少の舊債もあつたのを、清太郎の力で大抵消還して了つた。○併し徳次郎氏が清太郎に全權を任せて了つたといふのは、全く清太郎の器量を見抜いての事ではないので、ヤハリ古大名が執政に萬事を任せたと同様に、只ボンヤリと從來の慣行によつて、家政は番頭に任せざるものなどいふやうな考を以て、彼に任せただけに過ぎぬ。○かゝる次第であるから、徳次郎氏が清太郎を用いて居ても、讒一たび之に入れば、醜雲覆雨、何時さういふ變化があらうと測られない譯で、文太が東京詰となつて、常に主人の機嫌を取り、間に乘つて清太郎を排斥し自ら取つて代るやうになつたのも、強ち不思議な事ではない。○文

人の心程測り難きものは、流石に文太も始めの間は小さくやつて頼りに勤めて居たのであるが、主人徳次郎氏が貴族院議員となつて、愈よ上京するといふ時に、ヤハリ清太郎の扶掖で、文太は主人に隨行して東京詰の番頭に定まつた、當時は土俵田舎から俄に上京したのであるから、彼は全くの山出しで人に對して一通りの挨拶すらも出来なかつた位であつたが、追々主人の信任を受けるやうになつて來ると、いつしか圖太い丁筒を起して、遂には恩人たる清太郎を放逐して、巴れ總理番頭となり、**權威主人をさへ凌ぐに至つた**、是が抑も市島家に於ける御家騒動の一端である。

宛然たる**豪家の非運** (四)
市島家の主人徳次郎氏は極く温厚で、實に長者の風を具へた時事にこそセツかない所謂鷹揚な人であるから、番頭等に物を任せるとも思ひ切つて全權を任せて、思ふ

太を主人に隨從させて、東京詰の番頭としたのは、今より思へば虎を放つて山に入れたも同様に、全く清太郎が擔任其人を誤まつたのであつた、併し文太は所謂大姦忠に似たるもので、清太郎の彼に欺かれたも寔に止を得ない次第、況んや世馴れぬ好人物の、主人徳次郎氏の氣附かなかつたは、固より無理ならぬ事だと思はれる。○文太が主人と共に上京するや、果然御家騒動の序幕は開かれた、其脚色は抑々如何、以下追々に説明せう。○徳次郎氏が貴族院議員として上京するや、宛から籠の鳥が放たれたも同様に、窮屈な家庭から飛翔自在な天地に出で見たのであるから、遂には浮れた揚句が、氣に入りの書工高橋耕雲を隨へて、本郷區湯島同朋町十番地の待合武藏屋に通ひ詰めて、長夜の宴に耽るに至つた。○徳次郎氏が待合武藏屋へ出掛ける時は、何時も中々の豪遊で、藝者なども多い時は十五六人、一寸と來ても五六人は必ず招んで馬鹿騒ぎを遣る、中に最も其の氣に入るとして鼻毛を延ばしたのが、同朋町十二番地の藝者屋ふと屋方の抱へ愛子事本名鈴木イ子といふ舞妓であつた。○茲に一

す此の高橋耕雲の爲人を紹介する必要がある、彼は自分が書工であるから徳次郎氏が書を好む所より、之に書法を授けて其道の友とも師ともなつて居て、兼ては耕雲の役をも承はつて居たが、かゝる人物には似もやらず、主家に對しては中々の忠義者であつた。彼は普通に謂ふ處の耕雲とは、大いに趣を異にして居て、苟くも主人に過ちがあつた時は、面を犯して極諫することもある、従つて内外の信用も淺からず、撰ばれて東京詰となつたのも即ちソレが爲めであつた。此高橋耕雲が其當時主人の遊蕩度なきを見て頗る氣を採み、寧ろ別に妾宅を構へて主人を外へ出さぬやうにした方が、尤家の利益であらうと考へたので、彼

○宛然たる豪家の非運 (五)

湯島藝者のムト屋愛子事、鈴木イ子の身元を調べて見た處が、此の鈴木イ子の母はタマといふ名で、或商家の未亡人であつたが、今は故人となつた落語家春風亭柳枝事鈴木文吉に馴れ染めて、愛子を生んだのだといふこと、ソレに愛子の性質も亦甚だ温良らしく、寧ろ恩に近い方と思はれる、愚に近い丈け之を近けるも主家を毒する所行

記應して書いて欲しい。○己に愛妾鈴木イ子の事を説き、又初之丞の身をも述べ來つた以上は、勢ひ茲に市島家の戸籍編べを紹介して置く必要がある、事些か繁鎖に涉つて讀者の退屈を招く恐れがあるかも知れぬが、之は忍んで讀まれんことを望む。○市島家の戸籍編は左の通りである(人名中本籍に重關係のある分へは特に蘭點を附けて置く)

- 新潟縣北蒲原郡天王新田第九番戸平民
(前戸主市島静月)
- ▲戸主 市島徳次郎 (弘化四年四月廿三日生)
 - ▲母 ハル (天保二年四月三日生)
 - ▲妻 シヨシ (安政元年四月廿二日生)
 - ▲長男 龜三郎 (明治六年四月廿一日生)
 - ▲二男 清松 (明治十一年六月廿二日生)
 - ▲從弟 貞吉 (安政六年二月廿四日生)
 - ▲庶子長男 初之丞 (明治廿六年一月廿二日生)
 - ▲庶子長女 吉 (明治廿七年七月十六日生)
 - ▲庶子二男 子 (明治卅三年六月廿四日生)
- (明治三十三年六月十五日當縣當郡天王村大字天王新田五十一番戸平民鈴木イ子私生長男、實子に付引受)

石は戸籍簿の寫であるが、此戸籍簿に一つの間違ひのあるのは、戸主徳次郎氏の母である、元來徳次郎氏の生母は三條の宮崎家から來た人で、氏を生んだ後に、故あつて、縁となつた、で父静月は當市の小川家から容妾留めで後妻を迎へたのが、即ち右戸籍簿に見ゆるハル子である、然るにハル子は三男三女を挙げた後病を以て没した。○其の三男三女、即ち徳次郎氏に取りて養ひたる人々は、長弟一名は十五郎(小川家を嗣いだが故あつて、姓し、今新當市に任ぜり)○二弟一名は繁三郎といふて水原の佐藤家を繼ぎ今では養父の名を襲いで佐藤伊左衛門といふて居る。○三弟一名は龜三郎といひ、中世の御具家を嗣いで須貝四平といふ人、今は分家から養子して隱居の身となつて居る。○長妹一名は水原の穴澤氏に嫁いだが今は未亡人となつた。○二妹一名は金子の白勢氏に嫁いで分家して中屋敷と稱して居たが、三四年前に故人となつた。○三妹一名はアイ、村松濱の平田多七氏に嫁いだ人。○四妹一名はハナ、新發田の白勢氏に嫁いで居る。○徳次郎氏の義弟妹六人は右の通りであるが、處で、徳次郎氏の

爲には養母たるハル子が、以上六人の子母を生んで病没した當時、前に離縁となつた宮島氏(静月の先妻、即ち徳次郎氏)生母が尙ほ節を守つて獨身で居つたのを幸ひ、徳次郎氏は切に父に請ふた上、宮島氏を迎へ取つて、覆水盆に歸らせ彼を以て再び圓かならしめたから、是皆徳次郎氏孝心の致す所だといふので、一時傳へて美談としたことである、戸籍簿には皆川家から來て死んだ人がマダ剛郎になつて居らず、従つて宮島氏の姓名が記入されて居ないけれど事實は宮島氏が今まも市島家に傳在して、「御隠居様」と稱せられて居るのである。○處で、徳次郎氏の妻たるシヨンジは戸籍簿にもある通り、水原の佐藤家から來たもので三男三女を設けたのである、長男と二男とは前記の徳三郎、清松の兩人で、三男誠三郎は去明治二十六年中死じし、長女チヨ子は荒瀬の牧口義和氏に嫁し、二女メノイ子は深澤の高頭仁兵衛氏に嫁し、三女ツマ子は頸城の保坂潤一氏に嫁いで居る。○徳次郎氏と肉身の關係あるものは斯くの通りであるが、ツマリ文太が日論見はといふと、正統

氏の機嫌を取つて、到頭金屋の阿嬌まで立身したのも、實は礼壽々といふ黒幕があつた爲めである。○文太は礼壽々を経て巧くおイ子の氣に入りとなり、追々主人からも厚く信用されるやうになつたので、此目的を達しさいすれば固より醜い礼壽々などに關係して居る必要はない、即ち彼は己に自分で直接おイ子を操縦する事が出来るやうになつたので、彼は無情にも礼壽々を振り捨てて了つたのである。○此時分から一種の風説は傳へられた、それは文太とおイ子とは、主人の目を忍んで不義の樂みを盡して居る、其生兒(即ち初之丞等)の如きに至つても、主人の種やら文太の種やら、分つたものでは無いといふ評判である。○文太がマダお壽々に關係して居た時、お壽々をして入用もなない反物なさを、ドン、吳服屋から取寄せさせては、自分が市島家の會計をやつて居るを幸ひにドン、支拂をした揚句は、其品物を安値に外へ賣つて居た、其吳服屋といふのは三條から出て東京で營業して居る鍵與といふ家だそうだが、是等は寧ろ文太としては罪の最も小さいものではないはねばならぬ。○文太は主人の信用を得

の長男三郎と廢嫡して、妾腹の子初之丞に取て代らせようといふので、其事は後に詳しくいふことにするが、夫等の必要から茲に戸籍などを介して置く次第である

●宛然たる 市島家悪番頭の専横 (六)

○儲て愈よ番頭文太の事に立戻つて説くこととするが、彼已に東京詣となつて日々主人に隨從し、一般財政の事を自分の手で掌り、金銭出納思ひの儘になる所から、いつしか驕奢の心が附いて、ソレと同時に容易ならざる禍心を生ずるに至つたのである。○文太は其第一着の手段として主人の愛妾おイ子に接近するの必要を感じたが、さりとて不作法に唱へしくも出來ないので、おイ子の姉分たる老妓お壽々に昵みを重ねて、此お壽々の手でおイ子を操縦するとした、所謂敵を仲さんと欲して先づ其馬を射たのである。○お壽々といふのは容貌は頗る付きの不出來な女であつたけれど、腕は甚だ凄いと云ふことで、下谷に開いた年増藝者である、おイ子が魯鈍を以てして能く徳次郎

るに及んで、主人に勧めて市島家の財産を二分し、其一を東京に移して、之を別途の物と定め、自分でソレを管掌しては、或は土地を買入れ、或は株券を買ひ込みて、其都度少からぬコンニョシヨンをセシメたりして、其現金は自分の名義で(大家の爲す可らざる道を履んで)之を高利に運轉しておたが、失敗する時は悉く之を主家の損失に歸し、普通以上の利子を取つては皆自分の懐を温めて居た、而して此のクスタた金のみでも、積り積つて今は巨萬を累ねるやうになつたのである。○併しお心よしの徳次郎氏は、一向此事に氣附かぬばかりか、愛妾おイ子の香頰に迷はされて、文太を忠實二なきものと思ひ込み、果は文太に唆かされて、自分も共に相場に手を出すやうになつた、天王市島家の主人ともあらうものが、悪番頭に誘惑されて、相場師の眞似までするに至つたといふのは、何と淺ましい次第ではないか。○茲に一寸其一例を擧げて見てやら、始め徳次郎氏は東京で随分澤山に炭坑して置くの詰らぬから、値の上つた時寧

つ賣つたが得策だといふので、文太が主人に勧めた上で、スツカリ之を賣拂つて、安くなつた時又買つたが、其時大分儲けがあつたので、世間知らずの徳次郎氏、成程株の賣買も面白いものだとの感得を起すに至つた。○スルト文太は此機を逸せず巧く主人を説きつけて、遂に徳次郎氏を定期相場に引込んで了つて、其後は盛に大勝負を試みた。其爲め一昨年十萬圓から市島家の張尻が合はずにあつても、主人が認めておつて何とも言はずに居るのであるから、外のものも自然矢笠しく言はずに居るといふ始末である。○是等の事から市島家では紫雲寺郷の奥村と中村とに、大凡地價の十二三萬圓位もあつたのを、昨年十二月頃賣却の必要に迫られたけれど、買人が無くて其儘となつて居つたが、當時或は東京邊で、擔保にして借金して居るかも知れぬとの評判で、尙ほ株式失敗の爲めにのみ新瀉銀行始め各銀行から、市島家の借りて居る金額は、十萬圓以上になつて居るが、此等は悉く文太が罪どいはねばならぬ。○モウツツ例を擧げると、文太の發意によつて一昨年新發田

町に越佐銀行といふのを、市島家の名義で創立することに決し、文太は其頭取になる積りで居た處が、水原の佐藤家では、店のもの一同が文太が頭取では金は出されぬといふ強硬な抗議を申し出て、遂に銀行設立の事はセチャンとなつた。○佐藤家で何故文太を頭取にする銀行を好まぬのかと調べて見ると、其理由は文太は相場に狂して居るので、自分が頭取になるのも銀行の金を相場に使用する爲めであるから、ソノものに賛成は出来ぬといふ理屈で、是は尤千萬な譯である。○ソレから一方文太の方から考へると、彼が銀行の計書を立てたのは佐藤家の觀察通りに、相場に金を使ふといふことも成程一つの目的であつたが、又一つには市島家に長く番頭をして居ては、段々自分の尻が割れるに相違ないから、銀行の頭取に逃げ込む方が、先づ安全だと考へた結果でもあつたといはれる。○併し此計書も佐藤家の反對で消滅したが己に建築も出来たのであるから、市島の支店にして置くこととして、且下茲處で市島家の事務を扱はせて居るのである、新發田の市島事務所

といふのは即ちこゝいふ歴史を持つて居るのである

●宛然たる豪家の非運 (七)

(市島家番頭の専横)

○市島家の別邸は下谷區金杉上町百一番地で、即ち愛妾花イネの方の住んで居る所だ。一大池を圍んで敷戸橋を連ね、池の中央に辨天の祠あり、此祠を隔てて松源の支店と相對し、之に隣りして文太の妾宅は設けられてある。○此市島家の別邸へ通るには七間計りの板塀があり、一寸した門が立つて右住には上に市島事務所、下には警視廳巡查中島勘四郎、其左柱には小野寺文義、高橋淳藏、内田傳藏(小野寺は事務所の會計專務、高橋内田は同人に使はれて居るのである)などの標札を掲げ、其少し右へ離れた所に又門があつて十間程石垣になつて居る。其奥に二十間程の板塀があつて庭園を圍つてあるが、門内の家屋は重にトタン葺の平家と二階造りである。○序で乍らいふて置くが、同所界隈億萬八千坪は悉く市島家の所有で、茲處の別邸の外に王子稻荷の坂の上にも、又金澤にも別邸を有つて居る、で、

此市島事務所といふものは、地代を取立てる爲めに設けたので、小野寺が専務となつて扱つて居るのである。○次に文太の妾宅に就て聊か説明して置くが、同家は金杉村八十八番地(電話番號本二千三百四十四番)で格子戸二枚の入口になつて、左方に土藏一間あり、二階家は板塀で圍まれて、手廣な住居で座敷などは中々立派なものである。○門前の標札には「市島藤野」と書てあるが、此「藤野」といふのは文太が其本妻との間に設けた娘の名で、明治十一年十月生れの、本年二十五歳、今は小石川區柳町の跡見女學校の女教師で、目下歸郷中である、文太は此「藤野」に況の子鎌之丞(三十)といふを配して、妾イサと共に同居させて居るのである。○此妾宅の家族の外には書生二人、婆サン一人、子守一人を置いてあつて、出入は随分多い家だと近所では言ふて居る。○又市島事務所といふのは此妾宅の隣りであつて、股肱の番頭を置いてはあつたが、主家の用向といふのは頗る閑散で、忙しいのは獨り文太が内職たる高利貸營業ばかりである。○隨を得て蜀を望むのは貧徳家の常である、文太己に東京に於ける別途の財産を管

理して、多くのコンミツシヨンの高利を
收めて、妾宅まで構へて警備を極め、心大
に驕つて来たので、尙之を以て飽き足れり
とせずして、更に本店をも併呑し、已れ總
執權職たらんと欲して、茲に不屈にも恩人
たる高橋清太郎放逐策に取り懸つたのは、
憎みても猶餘りある醜奴である。市島家の
總理番頭であつた高橋清太郎は、市島家の
白鼠といふべきもので、頗る忠實な番頭
であつた、其市島家の爲めに彼が盡した功
勞は、殆ど數へ盡されぬ程ではあるが、
併し清太郎は只忠實一遍の人間で、文太の
やうに小才の利いて居る方ではないから、
時としては失敗でもないでは無かつた。曾て
平田多七(徳次郎氏の三妹アイ子の婿)の札
場農場に、資本を出して遣つたとなどは、
清太郎が失敗の主なるものといはねばなら
ぬ、而かも札幌農場の開墾地は、随分有望
のものであつたのだが、經驗に乏しいのと
ヤリ方のよくなかつた爲めに、遂に本人た
る平田は固より、資本を出した市島家でも、
ヒトク損失をしたのであつた。然るに文太
は之に反して、其東京に買入れた地所の如
きも、中には文太が他人に騙られた其尻

め、已れ代つて首尾よく其實権を握つたの
である。文太已に總理番頭の實権を握つたの
で、是より勢力一門を傾けるに至つたが、
彼れ若し清太郎が推挙して呉れなかつたら
今猶ほ手を青くして紺屋の仕事に漸く其口
を濡して居つたであらうのに、其大恩ある
清太郎の職を奪ひ、押し込め同様の地位に

置くとはい、其不徳義實に言語同断である、
而かも彼は尙ほ之に鑿足らず、主人に迫つ
て、昨年より全く清太郎を解僱して了つた
の、迄冷酷な動物であらう。文太は又已れ
の權力を濫用して、市島家の祖先傳來の格
式さへ破壞して、萬事我意の儘に
振舞ひ、出納上にも例によつて曖昧な事
多かつたので、心ある番頭が先づ文太に反
對し、徳次郎氏の後閥亦た之に和して甚だ
文太を快からず思つたけれど、何分文太は
主人の御氣に入りであるから、徳次郎氏は
却て文太を辯護して、一切の忠言苦諫、主
人は更に耳へも入れない。此様子を見て、
瘖三郎は、文太の専横を殘念に思ふて、一
日酔に乗じて文太を前に呼び寄せた上、

を、主家に持ち込んだのもあれば、文太が
着席したコンミツシヨンの多い爲めに、普
通よりは高價に當つて居るものもあるのだ
あつたが、文太の悪運が強いでもないふも
のか、時勢の變遷で土地の相場が昂つて來
た爲め、巧く尻尾が現はれないのみならず、
却て幾分か利益にもなつたのである。斯
くの如くに一は忠實に働いて居ても、見込
がワルかつたので失敗し、一は頗る悪巧み
をして居つても、相場の高騰で利益を生む
運不運とは言ひ乍ら、文太にとつては清太
郎を排斥するに、之れが屈強の利器となつ
た。其上清太郎が總理番頭で働いて居る間
は、彼は極めて硬直であるから、外のもの
迄不正を働くことが無かつたが、平生から
不心得な者共は皆清太郎を妬むがつて、早
く清太郎と他の人物と更迭して、多少の利
益を食ふ丈の餘地を欲しいものだといふ
ことは、是等不心得な連中の常に希望して
居た所であつた。文太は清太郎が札幌
農場出資の失敗を位置乗取りの唯一の武器
として、同人を煽がつて居る不持な者共と
相應して、遂に主人徳次郎氏と清太郎とを
離間して、清太郎を意居同様の地に押し籠

酷く之を詰責して、果ては帳簿を取寄せさ
せて、自分でソレを調べたことは、前後二
回に及んだ。○けれども、情けない事
には、龜三郎がイカに憤慨したといふても、
其處は大名育ちの坊ちゃんである、細かな
帳簿の調査などは、到底出來たものでは無
い、結局要領を得ずに済んだか、併し腰に
庇持つ文太としては、如何に其時勝を冷し
たであらうかといふことは、大抵想像が出
來るではないか

● 宛然たる 家家の非運 (八)

● 恐怖極まつて死を決する時は、懦夫も却
て勇なる例は澤山ある。文太も陰謀略は熟
さんとした處へ、繼室と番頭との反對を受
け、其上嫡男龜三郎より帳簿の調査まで受
けたのだから、ソロ／＼薄氣味がワルくな
つたが、窮鼠却て猫を噛むといふ比喩の通
り、文太は一層大膽になつて、所謂毒喰は
皿までの決心をしたのであつた。○其決心
の深毒なるは、實に其昔し前田家を奪はん
どした大規模な人ど甚だ似た所あつて、余輩

が本稿の標題に、お家騒動の四字を置いたのも寔に之が爲めであり。○徳次郎氏に二男三女あることは、前回の紙上にも書いた通りだが、三女は悉く他家に配して、残るは只長男龜三郎と次男清松とあるばかりだ。然るに清松は肋膜炎を患ひて、果は肺を犯すまでの重患に陥り、縦へ一時は回復しても、蒲柳の質、到底長持ちは出来ぬといふことを、文太は早くも見て取つたので、先づ龜三郎の落度を拵らへて、どうにか同人を押し籠めて了へば、次男の清松は早晩癒れる。そうすると法律上相続人となるべきものは、妾腹の子初之丞といふことになるから、其母のイ子は已に文太養籠中の物ではあるし、内外相應して初之丞を傳立て、竟に市島家を横領しやうといふ計略を廻らした。○けれども龜三郎とて、理由が無くては廢嫡も出来ないから、ソレ／＼龜三郎に遊蕩を勧めた、全體龜三郎といふ人物は、餘り賢しい方でも無いが、さりどてソレ程の向ふ見ずでも無いことは、同人を知るもの、殊しく認めて居る所であるのに、兎に角同人を遊里へ引張り出したといふのは、文太が巧く教唆しての仕事である。○文太は

常盤館を始め他の茶屋料理屋の、女將や女中へ焚きつけては、龜三郎に餘計な消費をさせるやうに仕向けさせたのであるが、龜三郎が金に窮した場合には、高い利で借り入れさせ、自分は陰へ廻つて内々其金を貸してやるやうに、頗る心配してやつたこともあるのである。○だが其金は高利の上にも中途に手数料を取られるから、千圓借りても本人の手に這入るものは、僅々三百圓か五百圓しかないといふ始末であるが、斯ういふ有様で龜三郎の使つた金は、實際五千圓程の高であつた。○サア斯うなると、文太は愈々仕事に懸つて、龜三郎の遊蕩を名として、主人に勧めて新發田の裁判所へ準禁治産の訴訟を起させるに至つた。○始め文太が此手續をするに先つて、龜三郎の浪費高は前にも書いた如く五千圓内外に過ぎないのを、世間へは壹萬五千圓使つたかの如くに吹聴し、遂に準禁治産と迄漕ぎ附けたが、彼が其訴訟を主人に起さしめる時に、文太は委任狀に調印せよと追つた所が、徳次郎氏は固より文太に勝手にされて居るのであるから、ツマリ調印はしたけれど、さすが親子の恩愛に引かされて、ホロリと落涙し

龜三郎をオビキ出すのに、先づ主人から説き附けた。○龜三郎様も御宅にはかり引込んで居ては氣が屈して病氣にでもなられては困るし、又一通りは人情にも通つて居らぬは、他日御困りの事もあらうから、少しづつは新發田へ出して、氣保養をさせては如何です」といふやうな調子で、主人徳次郎氏に説いたのである。○ソレト同時に一面龜三郎に對しては、頗る遊蕩を勧めた上、「せ御遣ひなさる位なら、ケチな使ひ方をするよりも、思ひ切つてウンと使つて、大家の若旦那の器量を一ツ見せつけてお遣りなさい」といふ具合で盛んに龜三郎を煽動した。○さなくも二十三の血氣盛りの龜三郎、さうして此煽動に乗らずに居らうか、いつしか文太腹心のものと、新發田の花街へ這入り込むやうになつたが、巷花路柳の味ひを知るに及んで、ツイ浮々ど足繁く通ふやうになつてくる、後には同行のものが無くとも一人で出懸けるやうになつたが、遂に常盤館の藝妓花ミツに現を抜して四五千圓も浪費した。○茲に至つては文太が計略圖に當つたのだから、龜三郎の通ひ詰める

たといふことである、何と氣の毒な次第ではないか。○だが元來市島家の倅といはれるものが、假令放蕩をしたにせよ、其浪費した金が五萬と十萬に上つたものなら格別であるが、萬にも足りない端金を使つたのを理由として、ソレで禁治産の申請とは何事である、苟くも市島家の名譽を知るなら、ヨシヤ主人の徳次郎氏が、ガミ／＼怒鳴り立てるにしろ、文太たるもの其間に立つて、事穩便に済ますのが、番頭たる役目ではあるまいか。○巨つ龜三郎の父たる徳次郎の行状は如何なるサマであるか、妾狂ひはする、藝者狂ひはする、東京始め新發田、新發田と、到る處にダマラ遊びをして居り乍ら、倅が少しばかりの浪費をしたといふにもせよ、ソレに小言の言はれた義理でもあるまいし、亦實際徳次郎氏は一口の小言も言つたのではない、皆な仕組んでヤツた狂言である。○殊に又文太自身の行跡はドウである、番頭の分際で妾を寄れば藝者買もする、オマケに賭博は宜しい相場は御座る、主人も及ばぬ札行ど、主人も及ばぬ積貯をして居るでは無いか。○然るに自分の不行跡は棚へ上げて、小言も言はぬ主人に

まで議を構へ、父子の間を離間して、故ら家庭の修まらない、市島家の不名譽を社に暴露し、家門の恥辱を願みない不忠不義、實に言語同段の始末である。ソレに將來の相續人を準禁治産にする迄には、其放蕩を再三再四諫止した後でなければならぬ。然るに文太は一向諫止をした事が無い、假令彼が龜三郎を教唆したといふことは無いことだとして、一回の諫止をもせずして直ちに法律の力を仰いで龜三郎の自由を奪つたといふ事はかりで、彼が慥に教唆したものであるといふても、文太たるもの一言の辯解も出来ぬであらう。

● 宛然たる 市島家悪番頭の専横 (九)

○文太の陰謀は愈よ其歩を進めて来て、龜三郎の準禁治産申請といふことも、主人徳次郎氏の同意をさへ得たのであるが、之に次では一門の異議を解くのが必要である、併し親族の異存位は、文太の一言でどうにも出来るが、茲に一寸面倒な故障がある。○といふのは市島家の内部即ち奥向の反

て喚問を受けることとなつたので、文太は一層狼狽を極めた。○ダガ結局龜三郎は慥か昨年春であつた、愈よ準禁治産と決定せられた、此事は一時新發田邊の大評判ど爲つて、中には裁判官の潔白を疑ふものも多かつたが、ソレは勿論信するに足りない浮説、只其の茲に到らしめた文太の不埒は飽迄責めねばならぬ事である。○固より準禁治産を以て直ちに廢嫡したものとは見られないうが、準禁治産後猶改悛の實なき時は更に廢嫡の申請をすることが出来るので、準禁治産は言は、廢嫡の一段階であるから、文太の考では已に準禁治産にしてつた以上は、此上改悛の實を見ねば直に廢嫡されて了ふ、ソウさへすれば二男の清松は到底其の壽命がなから、アトは所謂主人の子や自分の子やら知れない彼の初之丞に襲がせることが出来るのだ、といふのが最初からの目論見である。○又龜三郎がマダ準禁治産を受けない前に、五千圓ばかりの金を持つて、上京したことがあつたが、當時文太も東京に居て、ソナ大金を持つて居ては宜しくありません、といふ調子で、ムツカリ其金を捲上げたこともあるが、今以て

對である、龜三郎準禁治産申請事件に對しては、徳次郎氏の夫人は非常な勢で反對するので、左らぬだに奥向の信任の無いの困つて居た文太は、是には頗る手古摺つた、併し其處は賢しくも女の事、ツマリまんと文太に欺かれて了つた。○文太は先づ斯ういふ具合に説き始めた。大旦那(徳次郎)の御放蕩にも困りますが、以後御謹慎なさるやうにしますには、先づ若旦那の御身持から直さねばなりません、ソレに就ては若旦那を禁治産にさへしますれば、其手前へ對しても大旦那は必ず御改心になるでしやう。○コンな臨梅に説いたのであるから、妻として夫の放蕩を止めたいのは山々である、遂に文太の甘言に誑されて、成程ソウカ、といふやうなことで、茲に夫人の許可を得たので、愈よ此難關も潜り抜け、龜三郎へ對する準禁治産申請の手續は運ばれた。○其當時裁判官中にも、龜三郎よりは徳次郎をこそ先づ禁治産にすべきではないかといふやうな異議もあつたといふことで、之を洩れ聞いて文太は頗る苦慮した。○そうだが、其矢先に徳次郎氏は參考人とし

其金は返さぬぞうだ。○で、龜三郎は殘念であるから、其後此事を親族に物語つたので、一時水原の佐藤家から文太に懸合ふことになつたといふことであつたが、どうした譯やら佐藤家でもソレをそれなりにして置いたといふ。○龜三郎は文太の爲めに散々苛められた揚句が準禁治産とまでなつたのであるが、兼て小千谷の西脇家から新婦を迎へて居つたけれど、斯んな事の爲に、無残や此若夫婦の因縁も切れたので、今では前に昵みであつた常盤館のねミツを近傍に圍まつて置いて、纔に憂辭を慰さめて居る。○此の如くにして文太は既に目の上の疵たる高橋清太郎を馴け、次では龜三郎をもマンマと押し籠めて了つたから、差向き他日に於ける妨害の種を除いたのであるから、一と先づ安心の地に立つことが出来た、とはいへ尙ほ文太の不安心な事があるのは、ヤハり奥向の反對である。○初め夫人は夫たる徳次郎の身持を直す爲めだと聞いて、泣く泣く龜三郎の準禁治産申請に同意した次第であるのに、龜三郎も愈よ其準禁治産の處分を受けたに拘らず、其後の徳次郎氏の身持は申々以て改まるどころの騒ぎにあらず、い

よ／＼乱痴戯を極めて、果ては別に常市三會の謝妓たハマといふに現を抜かすに至つた、然るに文太は只管主人の意を迎へて、少しも之を抑制する気色も見ない、斯うなつてくると、夫人は最に文太の甘言に欺むかれたのを悔ゆると共に、頗る不快に耐えないので、文太反對の氣焔は益々昂らざるを得ない。是には流石の文太も困つたが、其處は一通の悪人ではないのであるから、又一工夫を廻らして、主人徳次郎と其夫人とを離間するのが得策と考へたので、愈よ其惡計に着手したのである。

○宛然たる豪家の非運 (十)

御家騒動 (市嶋家悪番頭の専横)

○文太は奥向の反對を受けて一時は随分困りもしたが、固より義理も人情も辨へない彼であるから、之は主人と奥向とを離間して、此方の不爲めになることを、奥向から主人に告げることの出来ないうちに、主人を本宅に置かないのが得策だといふことで、忽ち

移したのであるか、ソレも商業家でもあつたなら、天王は僻地で不便だといふこともあらうが、田地を以て唯一の財産とし、實業を以て祖先傳來の家風として来た市嶋家は、寧ろ僻地で華奢の風に遠ざかるのが得策ではなからうか、明治の初年に市嶋家が、態々水原の市街地を去つて、天王の田舎に引込んだといふのも、ソマリ此理由から出たのであらう。然るに今は此反對に、天王から新發田へ本店を移すといふのは、甚だ不思議のやうではあるが、ソマリ天王の本宅では文太が非行を働くのに都合が悪いからである。即ち内には奥向の反對があり、外には市嶋家の忠臣といはるゝ高橋清太郎其人が、假令出入は止められておても、鴉の目鷹の目で頑張つて居るのであるから、天王では文太の事に故障が多い。殊に又本店と事務所とを別にすれば、事務を視るといふ名目の下に、主人を新發田町に引張り出すことが出来るやうになる、ソウすれば金屋の阿

本店を新發田に移し

其處を市嶋事務所と稱へさせた。此新事務所(新發田上町)には高橋清太郎を始めとして、浪華芳藏外二人の忠實なる人々を解僱し、之に代るに文太の股肱たる波多野英太郎を筆頭とし、同一臭味の徒を以てして、事務所を組織したのである。○これと同時に天王の本宅には只奥向と留居ばかりを置くこととして、月々の費用は豫算に照して事務所から支給するのみである、而して主人徳次郎はといへば、別荘を新發田本村二軒町に置いて、昨年落籍した當市三會の藝妓ハマを妾として圍まい、文太の同郷人で其股肱たる川崎哲太郎なるもの夕儀は執事、其質は見張番として附き添ふて居る。○ソレ又文太自身はさうかといへば、三の丸に別荘を設けて總指揮官となり、哲太郎英太郎等を使役して傲然之に臨んで居る有様は、恰も古諸侯の執權職と擇ばない程の權勢である。○元來主人の本宅といふものが、實際執務の中心にならねばなるまい、然るに何の必要あつて本店を新發田に

嬌たハマをして徳次郎の心を蕩かし文太の股肱たる哲太郎等をして頻りにハマを操縦させ、徳次郎を股掌の間に翻弄しては、其の行住坐臥、一に文太一味の意の如くならしめる事が出来る、是等の理由で本店を移したのに過ぎないのである。○此計畫は立派に成功して、近頃の徳次郎氏は東京に在らざれば必ず新發田で、天王の本宅に居る事は一年中にも甚だ稀になつたから、自然奥向との間も阻隔せられるやうになつた、文太は定めて「ヘロリと舌を出したであらう。○徳次郎氏が本宅を嫌ふやうになつた一例を擧ぐれば、昨年の冬頃大切なる佛事があつて、親類一同は盡く天王の本宅に集まつた、然るに亭主役たる肝腎の徳次郎の影は更に見えない、漸く遠夜の讀經が始まる頃に、轉々たる車聲と共に入り來つたのが即ち徳次郎で、此時漸く新發田から歸つたのであつた。○處が其翌日御齊が済むと、彼れが尻はどても本宅に落付いて居ることが出来ぬと見て、親類一同を本宅に

親類一同を本宅に

残し、匆匆々々車を驅つて再び新發田の別荘に去つたのには、一同悉く呆れて居たといふことである、此一事でも徳次郎氏が、姦徒の甘言に乗せられて、イカに内を外の不身持に陥つて居るかといふことが、充分に察されるであらう、○將た又徳次郎氏は山來親孝行の名あり、平生に在ても父母祖父母其他長上の忌日には、必ず料進して魚類を口にせず、家族一同と共に謹慎の意を表し居るのが例であつたのに、今や即ち此の如し、嗚呼奸人の奸計は遂に主人の孝心をまで没却せしむるに至つたのである。

○宛然たる豪家の非運 (上)

市嶋家悪番頭の専横 (御家騒動)
龜三郎に對する文太の惡評に就て前回は書いた所に、少し書き違ひやら、書き足らぬ所があつたから、茲に正誤旁々更に詳記する。
○前回は龜三郎の放蕩は、文太が暗に教唆したものゝやうに述べて、且つ一回の諫止をもしなかつたのは不都合である、一回の諫止もしなかりで龜三郎の自由を奪つた一事

遊蕩費は龜三郎の請求なきも、文太より進んで提供

らず、遊蕩費は龜三郎の請求なきも、文太より進んで提供して居つた。○しかるに、度重なると共に、龜三郎も今は全く花街の味を覺へ、最早同伴の供人なきも自分一人にて高橋館へ出掛けるやうになつた、サアこうなると、兼て時分を見計らつて居た文太は、ヒタリ龜三郎へ遊蕩費の貢ぎを止めて了つた。○ソコで龜三郎は無理な工夫をして高利の金を借りるやうになつた(其金は中に文太が手を廻して貸し居りし事既記の如し)が、何を言ふにも本宅に居つては思ふやうに遊びも出来ず、時には文太が無暗に跋扈して、龜三郎父子の間を離間するばかりであるから、不愉快でたまらず、遂に飄然家出して新發田邊を無意味にブラついて居るやうになつた。○ソコで本宅からは度々迎ひのものも来たが、龜三郎は歸らうとも言はず、**「文太に身代を壞される位なら己が自分で壞して見せる」**などと言張つて、更に開入れる様子が見えぬ。○けれども其内に借金は嵩んで来る、固より借金するに馴れたものなら、一萬や二

丈けで、彼が教唆したものと認められても、彼は辨解の途がなからうと書て置いたが、其後更に精探する所によれば、申を以て暗に教唆せしむる騒ぎではなく、實に

文太自身が先導して龜三郎を遊里に誘ひ出した

のである事を確めた。○元來文太が市嶋家押頭の陰謀に就て、第一の邪魔物たる嫡子龜三郎を片附けるといふことは、豫てより計畫して居つた所であつて、ソレには龜三郎に放蕩を勧め、先以て違禁治産にするのが得策だと考へた結果、折柄龜三郎が家にばかりへバリついて、鬱々として日を暮して居るを幸ひに、文太自ら「ソレではお身脈のた爲になるまい」といふやうに説き勧め、自ら先導して龜三郎を新發田にオビキ出し、高橋館へ案内して**藝妓おこ**ツを宛てがつたのが事實である。○斯くて最初一二回は文太自身龜三郎に同伴して高橋館に出掛け、其後は自己腹心の者共に花供をさして連れ出さすのみな

萬の金に困りもしまいが、コンナ事には不案内な大家の若旦那の事であるから、借りても巧く返して行かぬ處から、身然貸すものも無くなる始末で、斯うなると龜三郎もソコへ歸宅したい氣も起つて来た。○折柄又もや本宅から高橋清太郎と須貝四平とが迎ひに来た、其時龜三郎はイロ／＼面倒な條件を出したが、其中には**「文太を**

追ひ出せ

のは事實である。○併し斯ういふ條件は凡て容れられず、纏に左の二項丈の條件を容れられた。
(一) 家政上の事は凡て龜三郎に示すべき事
(二) 何事業を起すにも龜三郎の同意を得べき事
此二項だけでも、イカに龜三郎が文太の専横に憤慨して居るかを想像されるのである。○龜三郎は結局此二條件を容れられて、漸く歸宅する事になつたが、是より先き早くも文太は主人徳次郎氏に讒を搦へて、龜三郎違禁治産の手續に及んだので、不意や龜三郎は右の二條件を容れられて、少しは文

太の暴横を防ぐ事も出来やうかと、楽しんで
歸宅するや否や、パタ
リと準禁治産を喰つて、文太
の爲めに幽愁に泣かねばならぬ身となつた

●宛然たる 豪家の非運 (三)

(市嶋家悪番頭の専横)

◎文太が私慾を逞うせんが爲めに、市嶋家の
父子を離間したばかりで無く、又夫婦の
中をさへ不和にさせた頭末は、已に前に詳
しく書いたが、獨り是ばかりでなく、更に
弟妹の間柄をさへ阻害して、全
く已れ一人の掌中に主人徳次郎を翻弄しや
うとするは、たゞは寔に沙汰の限りである
◎父子を離間したといふ事に就て、今一つ
話し置きたい事がある、現に去年の秋の事
である、徳次郎氏が新潟へ来て居た時、何
か用事があつて二男清松が尋ねて来たのを
文太始め番頭どもが遮つ
て父たる徳次郎に面會をさ
せない

く遂に離間する文太であるから、主人の妹
縁なむに對しては、一層慘酷に仕向けて居
る、現に前回にも書いた平田多七は、徳次
郎の妹婿で、其縁故から札幌農場に出資を
請ふたが、不幸にして失敗したので、遂に
農場を賣却して、其代金で徳次郎氏の出資
を償はねばならぬことに立至つたが、肝腎
の其金は多七の分家額右衛門といふものに
使ひ込まれた◎ソコで市嶋家から嚴重に督
促し、遂に訴訟沙汰と迄にならうとしたの
で、額右衛門は當時東京に居つたが苦し紛
れに、文太の名を借りて東京から天王の店
へ宛て、「熱談出来た出訴見合せよ」とい
ふ意味の電報を打つた◎之が爲めに一時出
訴の期を緩めたが、其尻は遂に割れて、文
太は眞赤になつて怒り出し、私偽造書の告
發をして、額右衛門を刑除の人とした、其
の曲元と彼れに在りとは云へ些細の事の爲
に主人の縁に繋がる人を容赦もなく告發し
て罪人とするに至つては、是豈忠實なる番頭
の舉動といふことが出来やうか◎額右衛門
に對する既に此の如し、其の多七に對する
亦固より殘酷を極めて居る、茲に其一例を
舉げんに、廿七八年の日清戦役の當時、多

ソコで清松は何度も辭を昇りして頼んで見
たが、ヤハリ更に聞き入れないので「眞
實の親にさへ逢ふ事
が出来ぬのか」と涕泣して去

つたことがある、茲に到つて何人と雖も文
太の非道に驚かぬものはなからう◎親子の
間をさへ此通りにする文太であるから、其
外のものを酷遇するのは無理のない事でも
あらうが、主人の實弟たる市嶋十五郎も文
太には非常の冷遇を受けた、更に須貝四平
の如きに至つては、文太は恰も龜三郎に對
すると同一筆法に、同人は一時遊蕩に耽つ
た時分、隨意に金を貸附けて置いて、其負
債の嵩むを待つて、俄に嚴重の督促を始め、
遂に彼を盤居させて了ひ今では文太若く
くは其股の取次で無くては、實
兄たる徳次郎氏に面會を許さぬの
である◎斯の通りに文太は主人を輕侮し
て、主人の血を分けた實の子にさへ面會せ
ず、骨肉の兄弟にも逢はさぬ迄に、跋扈横
暴を逞うして居るのである、其殘忍實に
果るゝの外はあるまい◎親子兄弟をすら斯

七は船を支那及び臺灣へ出さうと計畫した
ことがあつた、これには牧朴眞、蒲生仙など
も加はつて居たが、仲間の連中が海軍部内
を周旋するとか何とか言ふては、多七を欺
いて多くの運動費をセシメた上、ツマリは
少しも働かなかつたので、折角の計畫もメ
チャ／＼になつた◎其爲めに多七はいふ可
らざる窮境に陥つて、首も廻らぬ始末と
なつたので、何か詐欺取財らしい事を働ら
いたとやらで、其始末に困つた爲めに、屢
々徳次郎氏に面會を求めて、其助力を乞は
うとした◎けれども例によつて文太が之を
遮ぎつて居て、さうしても面會を許さない
から、多七も殆ど當惑したが、不圖一計を
案出した、ソレは妻の妹アイ(即ち徳次郎
氏の妹)を遣つたなら、兄妹の間柄として
逢はないといふ理屈は無い、と斯う考へ附
いたので、旨をアイに合せて遣はした◎
アイも外ならぬ我眞人の一大事であるか
ら、直ちに金杉なる市嶋別邸へ駆け付けた
が、ヤハリ文太が面會させない、併したア
イも一生懸命で、兄に逢はねば決して歸ら
ぬと頑張つて、數日間別邸に泊り込んだ(こ

れは徳次郎氏上京中の事で當時多七も東京へ移住して居つたのである。○たアイも中々強硬に出て見たが、文太の眼中には固より人情といふことが無いのであるから、ヤハリ主人には面會させず、甚だしきは食事もあつた、併したアイも眞人の大事と思込んで、一縦ひ餓死しても動かないとは言ひ出したもの、何と言ふても何日別邸に泊り込んで、結局見には逢はざれないので、遂に氣魂負けがして、文太の横暴を非常に恨んで、泣く泣く別邸を去つたのである、當時たアイが湧きかへる無念さ口惜しさ、果して如何計りなりしとするぞ。

宛然たる豪家の非運 (三)

御家騒動 (市嶋家悪番頭の専横)

○文太が陰謀奸計は、開けは聞く程實に中々凄くも又恐ろしい次第である、予輩は本稿を掲げると共に、一面追々探訪の歩を進

就ては此方面の續稿も、前記の再探を畢る迄は、暫く見合せて置くこととして、是より
文太が平生の、イカに贅澤を盡して居るか
といふことに就て、追々説明することとせ
○文太が其姑め見る影も無い素寒貧であつたことは、本稿の始めにも詳しく書いたが、其文太の近頃はどうであるが新發田の三の丸に別荘を置いて甚だ生活上を極めて居ることは、多く人の知る所であるが、更に東京にも妾宅を置いてあつて主人に優る驕奢をヤツて居るのである。○彼は姑めに掲げて置いた如く、徳次郎氏の愛妾イ子に親近せんがために、一旦は其姉分たるお壽々々を重ねたけれど、同人は甚だ醜い女でもあり、且つお壽々に依頼せりども、充分イ子に取り入ることが出来た以上は、お壽々々と關係して居る必要が無くなつたので、遂にお壽々々を振り捨て、下谷の藝者ボン太(本年二十八歳)といふのに乗替へたのである。○此ボン太といふ藝者は

めて見たが、何を計らん從來書いて置いた事に關聯して、マダ、悪事
が澤山ある、前回に記した文太が骨肉離間策の如きも、余輩の聞き漏した事柄で、随分驚くべき事實が續々擧がつてくるのであるから、是非共向一應精探するの必要を感じて来た。○左なくとも事實の紛糾錯綜を極めて居る本件をば、今中途で書き續けて来た所謂骨肉離間策の方を止めて別の方面から書き出すといふのは、一層記事の複雑を來して、予輩に於ても固より不本意の至りであるが、兎に角重大な事柄であるから、注意の上にも注意して、餘らず偽らぬ事實の真相を書かねばならぬ、で今一應の精探訪を遂げて、成るべく詳細に
文太が罪惡を網羅
しやうと思ふのである。○斯ういふ事では執筆上の方針を變つたので、目下必死に探訪に懸つて居るが、文太が主家に對して種々な私曲を働いたことも、此探訪の結果によつては、予輩の已に聞き得た事實のソノ以外に、マダ、種が擧がるかも知れない、

實名をヒサといふて下谷數寄屋町の藝者であるが池の端仲町十六番地の待合茶屋山口こと(四十五)方の養女であつて、彼の新橋に有名であつたボン太とは別人である。○ボン太の養母山口ことのは手品師の歸天齋正一であるがヒサのボン太は其養夫たる歸天齋の手が附いたことでもあるといふ評判である。○ヒサは其後下谷區同朋町の藝者屋伊勢本の抱ねになつて始めは姫路といふ藝者で、其後ボン太と改めたのだが、藝者の頃は不品行で屢面白から評判を受けて居た女である。○併し中々如才ない女であつたが、文太の妾となつてから、近邊では彼が威く高ぶるといふので近來甚だ評判がワルイ、何れも成上りものなど、陰口を叩いて居るが、流石に如才ない女であるから、文太には中々巧く取り入つて随分睦しく暮して居る、目下は膝帷中であるが、已に設けた女の子はフサといふ名で昨年十二月の生れである。○ヒサが平素の暮し向はさういふと、平生素晴しいレメカシで、物見遊山などは死に傾き出すといふ有様、非常な贅澤をして居るが、何處へ出て

も一見して、藝者の上りたることはよく分る。文太は度々此に九番姿に絡羅を飾らせ、是見よがしに新調新發田等へ連れ歸る。このことがあつたし、目下現にヒサと其子のヒササとを連れ歸つて來て居る。そのうちから、新調新發田兩地の中には、よく此の女を知つて居る人もあらう、僅かに數年前迄は主人の助力で辛うじて生計を支へた文太が早くも東京に妾を置く迄になつたといふのは、主人の金をクムス手な結果である。これは一々斷はる丈け野暮であらう。

豪家の非運 (四)

宛然たる御家騒動。市嶋家悪番頭の専横。文太が發澤の一斑は略ぼ前回に説明したが、彼が常に喫んで居る巻煙草の如きもの、ソレは中々の高價なもので、誰れでも果れぬものはないといふことである。又先年實父次郎兵衛が、遙々上京したことがあつたが、昔しもの事であるから、草鞋脚絆の質素の扮装で、テク／＼文太方へ出かけて見ると、萬事萬端田舎もの、次郎兵衛には、腰の抜ける程な立派な綺麗さに、暫し

此一事でも充分想ひやられるでは無いか。會て本社に在京社友が、文太と懇意で且つ市嶋家にも深い関係のある、貴族院議員で勸業銀行の理事をして居る五十嵐敬止氏に面會して、文太の平生を聞いたことがある。其時五十嵐氏は斯う語つた。文太郎の事は無論知つて居る、知つて居るがソレを公言する事の出来るやうな、僕と彼の關係では無いぢやないか。だが文太に就ては感心した事が前後二度ある。始め文太が上京した時は、ヒラ／＼粗末な木綿服を着て、何處へ行つてもヒラ／＼御辭儀ばかりして居る、如何見ても極めて素朴な田舎漢の様子であつた。成程大家の番頭は斯ういふものであらうと感心した。處が素朴な風姿を以て僕を感心させた彼が近頃段々綾羅錦繡を身に纏ふて、主人も及ばぬ盤洋をキメて居るので、是にも亦道に大家の番頭だ、感心もすれば驚きもして居た。以上は現に五十嵐氏が、本社に社友へ直話した事柄で、實際五十嵐氏は昔の文太の極めて質素なのに驚いた丈けソレ丈け、

は驚いて口も听けなかつた。そのういふ贅澤な家に居るのは、何となく小氣味のわるいやうな心地で、コンナ處よりいつそ旅籠屋が氣樂でいとい言乍ら、ソコ／＼に別の旅籠へ移つたこともあつたのである。併し文太も此地へ歸つては、イクラか世の聞かすを聞かす、あまり人の注目を惹くやうな、思ひ切つた驕りの沙汰は讀んで居る、現に新發田の三の丸の別宅も、始めは伊藤雅次(一時新發田の米社に於て大取引をした男で中々名のあつた人物)の持家を借りたので、其當時文太は相當の建築を積りであつたが、既に別宅を設ける事さへ過分であるに、其上更に建築するのは愈以て潜上の至りだといふ、ソレ／＼物議が起り始めた。○で、流石の文太も、建築といふことは一先づ見合せることにして、只纔に在來の建築の外に、座敷一棟を新築する丈けに止めたのである。○文太は又平生非常の驕奢を極めて絡羅を纏ふて居るにも拘はらず、天王の主人へ行く時に限つて、態々木綿服に着代へて、金時計を懐中深く藏して置くのが常である、其根性の賤しさは、

近頃の文太の萬事全盛なのに深く驚いて居るのである、文太が潜上の有様は此一話を讀まれた丈けでも、必ず讀者の疑はない所であらう。○ソレから文太が娘の年練之丞(過日の紙上練之丞の年齢を三十としたのは誤開で本年二十三歳である)は目下東京專門學校へ入學して、寄宿中の身の上であるが、無暗に親爺の財産を鼻に懸けて、書生の身をも顧みず、金時計などをヒカチヤカサせては、學友間に威張り散らすのである。○誰一人相手にはキヤ男の綽號を受けて、誰一人相手にはキヤ男の綽號を受けないで、毎月言ふがままに其遊蕩費を支出して居る有様である。

豪家の非運 (五)

宛然たる御家騒動。市嶋家悪番頭の専横。文太が發澤は前回にも報道したが、先日愛妾ヒサを携へて歸郷した時の如きは二三

夕月も田舎に居らねばならぬといふので、上野の停車場へ運搬した荷物はかりでも、荷車數臺を要した程で、ソレハ、仰山なものであつた。ソレから文太が二女のたひで(即ち前回に書いた藤野の妹)といふのは、目下當市の高等女學校に在學中だが、先日新發田に招魂祭があつた時、柏田知事の家族も参拜したのでヒアは其旅宿を訪問したが、其時綾羅錦繡を纏めて目映き迄に華奢を飾つた扮装には滿街の人を驚かしてアハは誰れぢや……ナニ市島家の花嬢さんだ……イヤソうでは無い筈柳の文太が娘……イヤ、やつぱり天王の花嬢さんならぬ……いや、噂どりの有様であつた。ソレを養澤の原因はといへば、主家の金をクヌキたのである、然るに**盗人猛々**……

あらう、「市島文太郎の當家へ對したる事柄に付、種々の浮説を爲すものあれど當家に於ては不都合を認めず」とは、善くも善くも言はれたものだ。果れ返るの外は無い。併し乍ら憐むべきは**市島家の當主人徳次郎**である。如何に文太に誑かされても、父子骨肉は離間され、祖先傳來の資産に大穴を明けられても、今以て「當家に於て不都合を認めず」など、相變らずスマン切つて、態々**自己が不明の耻を世間に廣告する**に至つては、何時になつたら眼がさめる事である。やら誠に心細い次第である。ソレから須貝正忠も、マサカ文太の愚謀を知らないのでもなからうが、同人は平生文太の庇護の下に立つて居るのだから、廣告に副署を命ぜられても辭すことが出来ぬといふのは名にも似合はぬ不正不忠の男である。併し正忠如きはドウでも善いが、**獨り怪むべきは佐藤伊**

左工門である

讀者は先日の本紙に當主徳次郎と肉身の關係あるものを記したことを、今尙ほ記憶せらるゝであらう、當主と同一血を分けた兄弟は三人で、十五郎と四平とは既に書いた如く疎外せられて果敢ない身分で爲つて居るし、妹婿の平田多七は是も前回に書いた通り、又た白勢和一郎は一時文太の酷遇を受けて夫婦別れをさせられて土田亦次郎が東京の寓居に、流浪の身と迄成り下つたが、其後文太の前に際を屈して、今は其庇護を蒙る身であるから、正忠と同様に物も言はれぬ境界である。◎其他牧口、高頭、保坂諸家の如きものも、皆新しい姻戚で、且つ女婿といふ關係であるから、如何に門地と財産とを有しても、岳翁に對して遠慮せねばならぬといふ事情もあるのである。是等が徳次郎氏に注意するといふやうな譯にも行かない。◎其處へ行くと獨り斯ういふ遠慮も要らず、門地あり財産あつて而かも血を分た兄弟で、重縁の間(徳次郎の嫂は佐藤家から出たもので先代伊左工門の妹である)であつて、之を昔の尤家騒動に喩

へていへば、加賀騒動に於ける前田土佐、仙臺騒動に於ける伊達安藝ともなるべき役目は、差向き伊左工門の外には無いといはねばならぬ。◎即ち今や市島家危急存亡の場合に方つて、宗家の爲め、縁家の爲め、血を分けたる實兄の爲めに、惡音頭を驅除すべきは伊左工門が當然の任務であるのに、却て**文太を庇護して益々其惡を成さしめんと**するは、抑も何たる心得違ひの沙汰であらう。◎元來文太が市島家に跳梁跋扈を極めるのは、獨り主人徳次郎氏の信任を得て居るばかりでは無くて、一つは**伊左工門に資縁して之を外援として居る**の原由である、而かも**佐藤家も**いつしか**文太薬籠中の物**となつて應ては**市島家と同一運命**に陥らんとしつゝあるのである、伊左衛門たるもの瞑目沈思すれば、文太と

提携して以來、果して如何なる繁累の爲めに、如何なる不利益を一身に招いて、

一家の基礎に幾何の

動搖を生じたるか

を、満更氣の附かぬ事もあるまい然るに依然文太の爲めに木偶同様に使役せられ、其辯論の廣告にまで副署を命ぜらるることは實に情けない次第である、余輩は内部の事情に就て茲に之を明言するに忍びないから始らく今後の成行を待つこととするが、伊左工門たるもの宜しく猛省一番して、此際市島家に請すべきが當然だらう。

宛然たる豪家の非運 (其)

(市嶋家悪番頭の専横)

記事圖らず餘事に亘つたが、併し市島家の騒動を治めるのは、差向き佐藤伊左工門の外には無いので、最も此事件に重い責任を持つて居るものはいへば、即ち伊左工門を推さねばならぬ次第である、然るに其肝腎な伊左工門が、前回に書いた通り始末で、もう此上は越後の名物たる市島家も遠からず破滅するものと歸らぬはならぬ

山林を賣却して丁ふといふことに協議一決し、惣代の方から

代金六千圓を以て市島家に買上げを願いたい就ては其周旋をして貰ひたいと高橋清太郎へ頼み込んだ。

○清太郎は兼々林業の頗る有望であることを感じて居たので、安いものなら買入れても可からうと考へて、主人へも勧告した上、一應實地を見分することになつたが、此際既に文太が勢力を得つゝあつた時の事ゆゑ、文太は容易に此事に同意する様子もなかつたが、さりどて之を拒むといふ口實も無いので、其乾兒たる佐藤真太郎を同行させた。○見分の結果、清太郎は買入れても可からうといふ意見であつて、再び主人に勧告したが、不思議にも真太郎が頼りに反對して、遂に破談となつたのは四五年前の事である。○處が一旦破談となつた此山林が再びどういふ奇怪な事件を産み出したか、次號以下詳らかに報道する(此項未完)

宛然たる豪家の非運 (七)

(市嶋家悪番頭の専横)

茲に高橋清太郎の妹婿に坂口爲一朗とい

夫に就けても余輩一片の孤憤禁する能はず遂に伊左衛門等に一撃を與へた次第である。○前來屢書いたやうに、文太が悪事は探れば探る程驚くべきことが續々出て來る今其の一二を左に擧げると、○文太が罪惡といへば到底數へ切れない程だが、近頃世間に最も評判の高いものでは

五十島山林買入

の事件なをば、慥に其一として數ふべき事柄であらう、勿論、事件に就て文太に不正のあつたといふことは、東、北の兩浦原郡人中には、ポツ／＼知つて居るものもないではなからう、併し

其來歴と事實の真相

どに至つては、マダ／＼知つて居るものは極めて少數であらうと思はれる、で先づ其來歴から語ることにする。○五十島といふところは東浦原郡下條村の一大字である此大字に共有の山林があつた處、此土地では同村以來の負債があつて(右の共有山林といふのは、慥か此負債のために、安田村の孤野氏へ、抵當に入つて居つたといふので、右居る)其負債整理の爲めにといふので、

ふ男があつた、中浦原郡阿賀浦村大字大安寺のもので、随分小才のある男であつた、前の土木監督署長岡嵐信氏に見立てられて信濃川河身改修工事を受負ふた爲めに、非常の失敗をしたもの、之が爲めに多少の經路をも積んだので、其後も引續いて土木業を遣つて居つた。○處が其土木業に使用する爲め五十島に一つの石山を買ひ込んで、多くの石材を切り出したことあるが、高橋清太郎が五十島山林を見分して其意見行はれず、遂に破談となつたから半年はかりの後に至つて、爲一朗が清地竹次郎の依頼だといふて、清太郎を訪ねて來たことかあつた(或は町田喜三朗の依頼だといふて清太郎を訪ねたのだといふ説もあるが町田が此事に關係してゐたのは慥に事實であるけれど、余輩は爲一朗が清太郎を訪ふた時は、清地竹次郎に依頼されたといふたことに聞いて居る)○で其依頼されたといふ用件は、一旦破談となつた五十島山林は、前途頗る有望であるから、一萬六千圓で市嶋家へ賣り込みたい、是には文太も同意であつて、尙ほ

村民は壹萬六千圓に賣つても、實際の
手取りは一萬圓で、其餘の六千圓中、
三千圓は周旋料と
して文太に與へ尙ほ殘
金三千圓中、君(清太郎をいふ)へは五
百圓を進上し、其餘は文太の乾兒に分
つといふことに略ぼ交渉も行届いて居
る、此上は君の同意を得るはかりだか
ら、どうか承知して貰いたい
といふのが即ち依頼されたといふ用向であ
つた。○けれども硬骨の清太郎が、何條斯る
難事に同意する筈があらう、斷然其不道理
を説き聞かせて、**即坐に拒絶し**

たのであつた。○斯の通りに清太郎から嚴し
く拒絶せられたのに、竹次郎は尙ほ斷然す
ることが出来ず、今度は手を替へて五十島
村民を教唆して、爲一期の石材切り出しに
妨害を與へた、之は爲一期は清太郎の妹婿
であるから、先づ爲一期を苦めさすれば、
爲一期が清太郎へ泣き込むであらう、ソッ
すれば清太郎も近親の情誼上山林一件にも
同意するだらうといふ、苦肉の計略から出

五十島村民が清太郎へ申込んだ山林の代
金は六千圓といふのであつたが、其時文
太は其買入れに反對した、然るに其後半
年程を経て爲一期から清太郎へ申込んだ
代金は忽ち増加して一萬六千圓となつて
居るのに、今度は文太も同意だといふの
であつて、而かも右の内三千圓は文太の
周旋料、其餘の二千五百圓は文太が股
等の周旋料で、村民の手取りは壹萬圓と
いふのであつた
○以上は即ち前二回に詳しく報道した處の
要點を擧げたのであるが、清太郎の不同意
によつて再度の破談となつてから一二年の
後、即ち一昨年の暮頃に至つて、忽ち又五
十島山林賣買成れりといふ風説は傳へられ
た、而かもその代金はどのへば、爲一期が
兼て清太郎へ申込んだと同額で、ヤハリ一
萬六千圓である。○最初に六千圓の代金であ
つた時にすら、文太始め彼是真議をいふも
のがあつたものを、時價に多少の變遷はあ
つたとしても、僅かに一年か二年の間に、
一躍して俄に一萬六千圓に騰貴したといふ
ことは、如何にも不思議千萬の次第ではな

たのである。○處が此計略は皆く當つて、爲
一期も村民の妨害に耐へ兼ねたので、重
て清太郎を訪問して、數日逗留して談判に
及んだが、
又々清太郎は手強く刎ね付けて遂に承
諾しなかつた
○尤も村民の妨害といふのは或は爲一期が
清太郎へ對する口實で、其實は爲一期も或
は竹次郎等と同穴の狐狸であつたかも知れ
ないが、兎に角清太郎の馬鹿正直には手古
摺で「アレでも困る」と愚知をコボしたそ
である。○此爲一期は已に三年前亡くなつた
から、今では死人に口なしといふものもあ
るであらうが、高橋清太郎は健在である、
若し余輩の報道を疑ふものがあつたなら、
試みに清太郎に問ふもよからう、モ此
事
を知らぬとは言はぬであらう (此項未完)

○宛然たる**豪家の非運** (六)
御家騒動 (市嶋家悪番頭の専横)

○余輩は前二回に於て五十島山林の由來を
述べたが、今再び之を繰返す必要がある、
即ち最初に

いか、殊に其金額が恰も爲一期の話とキッ
チリ符合するに至つては、誰しも益々奇怪
の感起すであらう。○で試みに五十島村民
に就て調べて見ると、實際村民の手に入つ
たものは、全く一萬圓だけであつて、
又爲一期の話と符合して居るのである、斯
う調べて来た結果は其差の
六千圓の行衛が分らぬ
マサカ中途で消れて了つたのでもなからう
ヤハリ爲一期の話の通り

分配したものと推斷するの外は
無い
○尤も一説には壹萬六千圓でなくて一萬五
千五百圓だといふて居る、是が事實なら
清太郎が拒絶した五百圓といふものが、控
除されたのかも知れず、又村民が最初に申

込んだ六千圓と一萬圓との差金の中には竹
次郎等の周旋料が含まれて居るかも知れぬ
是は記者の想像であるが、恐らく中らずと
雖も遠からざる處であらうと思ふのである
○兎に角か斯ういふ

奇々怪々なる來歴を以て五
十嶋山林の賣買は出來た

のであるが、其後更に聞く所によると、文
太は彼の山林は二十一萬圓の價があるとい
ふことで、頻りに主人を説き勧め、遂に
之を買入れさせた上に、殖林といふことを
口實にして
七萬三千五百圓の大金を勸業銀行
から引出した

のは昨年一月十一日である、此七萬三千圓
が即ち先日の本稿に報道した市佐銀行設立
の元資金となるべき筈であつたのだが、僅
かに一つの山林でも、一たび手品師の手に
這入れれば、随分いろ／＼の材料になつたも
のである

宛然たる 豪家の非運 (五)

御家騒動 (市嶋家悪番頭の専横)
五十嶋の殖林が勸業銀行から金を借り出
す種になつた顛末は、前回にも詳しく説い
たが、其借り出しの手續はどうかといふと、
同殖林は始め二十ヶ年計画とする積りであ
つたが、夫れでは一時に貸出すことが出來

になつて居る

といふ風説である、併し是は内部の秘密で
外部からは容易に探り得べき事柄でも無い
からして、今は單に風説として掲げるだけ
に留めて置かう。一度は七萬三千五百
圓借り出しの材料になつた殖林が、再度又
儲けの種になつたといふのは、昨年五十嶋
の山林へ栽付けた苗木は、一本一錢づつに
買入れ乍ら、表面の代金は一本一錢五厘と
いふことにしたさうな、即ち一本に就て五
厘づつの手數料を取つたのである。五厘と
いへば一寸少ないやうにも思ふが、五割と
いへば中々少なからぬ手數料ではあるまい
か、苗木の相場は大抵極つて居るものであ
るから、深く調べる迄もない事實は頗る明
白であるから、余輩は決して此事を以て虚
傳の説とは思はぬのである。此外土質の調
査もせず、桐苗を栽付けて残らぬ枯してし
ふたのもあるさうだし、一部の地の開墾に
かゝつて、五六百圓もムダに使ひ捨てたの
もあるさうだが、是等はムダといへばムダ
になつたであらうが、兎に角多少の手數
料は、文太一味の手に入つたには相違ない

の、斯はられ、實地見分の未が遂に三ヶ年
計画となつたのである。で、其借出しの高
はといふと、前回にも書いた七萬三千五百
圓で、消還の方法は明治卅四年十二月三十
一日迄据置として、其後は年賦償還である
が、卅五年の年賦は七千四百八十六圓十四
錢、其半額三千七百四十三圓七錢づつ、六月
十五日、十二月十五日の兩度に償還する等
で、卅六年以下も之に準ずるといふのであ
る。又利息は据置年限中一ヶ年九厘、年賦
償還中は一ヶ年八厘で、是も六月十五日、
十二月十五日の兩度に納めることになつて
居るが、其抵當には神田駿河臺南町賣場十
七番地の地六十四坪四合八勺、下谷
金杉上町八十八番地の宅地千九百九十三坪七
合八勺と、入谷の宅地若干坪とが、已に登
記を経て居る。斯ういふ具合で借り出
した金は、即ち市佐銀行設立の元資金とな
るべき筈であつた處、佐藤家の番頭等が異
議を唱へて、遂に物に成らなかつた次第で
あるが、左らば其金はどういふ處へ轉用さ
れたかと調べて見るに
文太が相場に失敗した、その其穴埋

斯ういふ風に

何から何まで盡く文太等が懐中を肥す種
子になつて居る
といふ點から見ると、最初勸業銀行から借
出す際にも運動と何か名を付けて、イ
クラかの物にして置くに相違は無いといふ
ことも、容易に想像が出来る譯である。已
に僅かの山林が、幾つにも手品の材料に使
はれたのさへ驚くべき次第であるのに、
更に大々的の秘密の種子に使はれて居ると
聞いては、驚き極まつて只々呆然たる外
は無い
余輩は其大々的の秘密なるものを、逐號讀者
に紹介する考である

宛然たる 豪家の非運 (三)

御家騒動 (市嶋家悪番頭の専横)
五十嶋山林買入事件の稿を畢へて、將に
文太が此山林を種子に使ひ如何なる秘密を
再演したかといふことを書くに際して、本
社へ數通の投書があつた、ヤハリ山林買入
事件に關したことで、而かも其中には証據
書類を添へて來たものもあるし、此事件に
就て頗る信用すべき人の、態々調べて寄せ

られたものもあるから、前稿と重複の嫌も
あり且つ多少相違した事もあるが、兎に
角記事を正確にせんが爲めに、殊に此以
後に於て書き出さうとする、所謂大々秘
密なるものに最も深い關係がある爲に、
其投書の要點だけを掲載することにした。
先づ爲一朗が清太郎へ申込んで別附けら
れたといふ最初の談判は、投書家の言によ
ると、聊か前稿と相違がある、即ち最初清
太郎へ申込んだのは、見田芳睦といふもの
で、此見田といふ男が主家の妹婿たる爲
一期の石山事務所に在つた時分、不圖五十
島村長の渡部鶴一郎といふものに密意にな
り、其關係から鶴太郎に依頼されて、芳
から清太郎へ申込んだといふのである。○そ
れから前稿には此山林が村の舊債の爲めに
安田村の旗野氏へ抵當に入れてあつたやう
に書いたが、事實は笹田の星野久五氏へ
抵當に入れてあつたのださうである。○それ
から二度目に爲一朗が清地竹次郎に頼まれ
たといふて文太も同意だからといふので、
又々清太郎の賛成を求めたといふ山林買入
の一件に就ては、之も投書家のいふ所ど、

其時伊左衛門が庸作に向つて何心なく「天
王で近日買入れるといふ五十島山林の代金
は、程か」と問ふた處、庸作といふ人物
は餘程ウツカリ者で見て、ツイ一萬五千
餘圓だと答へて了つた、此庸作も少しは山
林買入の分け前に預るべき筈であつたのが
法會濟んで後喜三郎豊吉等に、伊左衛門か
ら今様に問はれて、今様に返答したといふ
ことを、詳しく話をしたのであるから、喜
三郎等はヒツク仰天、俄に狼狽して急に
天主を始め諸方へ發電し、漸く自家の醜を
藏ふことは出来たが、其爲め一萬圓の儲け
損をしたといふて、酷くコボシて居たそ
である。

宛然たる 豪家の非運 (世)

市嶋家番頭の専横
今日も引續いて前稿の補遺を、投書に
據つて書くこととするが、前稿の紙上に書
いた文太が儲けの種子にしたといふ、苗小
柿付の一條に就て、今回寄稿した信用すべ
き一投書家は、余輩の爲めに耳新らしい報
道を齎らした。○で先づ事の順序として此一
件の最初から書き出せば、去三十三年の秋

前回の報道とに相違がある、此時には始め
東浦原郡三川郵便局長の皆川清九郎なるも
のから頼まれて、町田喜三、波多野豊吉
兩人から文太に持ち懸け(清地も随分此事
に口を添へたといふことである)、遂に東浦
原郡下條村大字五十島小字小出澤の山林七
十五町歩を、一萬五千圓を以て、市嶋家
へ買入れて欲しいといふことに頼んだが、
文太は清地、次郎と相談して、此小町歩の
山林をば、二萬五、餘圓で買取るといふこ
とにして、差金一萬圓は文太始め竹次郎、
喜三、豊吉などが銘々分配しやうといふ
虫のよい計略をしたのであつた。○然るに最
初喜三郎や豊吉やに此事を依頼した皆川清
九郎といふ男は、前の水原郵便局長佐藤庸
作(佐藤伊左衛門の分家)と相識の間柄で殊
に同人が破産せうとしたときから、豊吉喜
三郎などの彼是師とも仲間になつた譯であ
るから、前記山林買入の事情なども、多少
庸作は聞き込んで居たのである。○處が一日
水原の佐藤友右衛門方に法會があつたので
其席には伊左衛門も庸作も列席して居たが、

に文太の細工で深山人跡甚だ稀なる大須郷
(五十島村から一里餘)といふ所に、佃苗二
萬餘本を植付けた、而かも一本平均五錢
といふ頗る珍値で買取つたものであるが、
此植付に就ての掛は、文太が巾着の川崎根
太郎で、二萬の苗木代千餘圓の中、小なく
三四割は彼が懐中に収まつたであらうと
いふ風説である。○其上屋敷内に植付くべ
き種の木を、態々奥山に植付けたのであ
るから、果然二萬の桐苗は翌三十四年の春
に、八九分通り枯死して了つて、残つた
ものは僅かに生存して居るといふ丈の始末
を、全く秘して了つた、一説には兎
も、此種木を植付けたのは、市嶋家の
非常な損失を主人に歸したものである。○昨
年の夏本多村學博士の一行が縣下の林野地
を巡廻した時、市嶋家から巡廻回を請
はれた、其時案内者はヤハリ川崎哲太郎
であつたが、本多博士の一行が日に焼けた
相貌に怪しげな汚れた脊廣服を纏ふて、草
鞋がけで山野を跋涉するにも構はず、哲太
郎の風采は如何にも見れば、モーンングゴ

宛然たる 豪家の非運 (世)

本多博士等は其無鉄砲な桐の植る方に呆れ
ると共に番頭風情の仰山なる仕度に驚いて
親切な博士も一言物を言はなかつたさうで
ある。其後三十四年の秋に、杉苗二三萬本
を魚沼の田澤入から買入れたが、此杉苗は
未だ山へ移植せよに、畑に圍つて置いた中
に、今春になつてから六七分通り枯死して
了つた。哲太郎の仕事だから、山へ移植す
るにも季節後れとなつたことも無論である
而かも相場は上等の杉苗で一本高くも二厘
か三厘に過ぎないもので、運搬費を加へた
處が知れたものである。然るに随分高い代
金の見積られたのである。以上は投書家
の所ふ所であるが、魚沼の杉苗と来てはソ
レハ極めて相悪なものであつて、而かも
枯れることは請合ともいふべきもので、
投書家のいふ如く普通一本二厘位が相場だ
ある。然るに本社の聞く所では一本一錢を
一錢五厘としたといふことだ。投書家のい
ふ所とは相違して居る。併し魚沼苗でも運
搬植付迄の費用を加へて一本一錢乃至一錢
四五厘の相場もあるが、是は前に記する如

なるものを報道するの機会に達した、所謂
秘密の種子といふのは、抑もどういふもの
であらうか、之を説明するに於ては、先づ
勸業銀行貸出して規程から、話して行かぬ
はならぬのである。讀者も已に御存知であ
らうが、勸業銀行農工業の發達改良を謀
る目的に使用するもの、外に貸出しはせぬ
ことになつて居る、而かも定款には嚴重の
規程があつて若し貸出しを受け乍ら事業
が計画通り實行さへなればは年賦償還の
効力は亡くなつて一時返金を命ぜられる
ことに成つて居る。然るに文太が五十島の
山林に同行から七萬三千五百圓を引出し
たのは山林其物の發達改良を謀るといふの
は口實だけで其目的は七萬三千五百圓を他
に使用して已が懐を温める材料にするの
であるから苗木植附其他の事業が、更に計
畫通りに進行されて居らないことは、前回
に書いた如くの始末で、苗木は悉く枯死
して了つて、今では秃山が殘つて居るば
りといふ有様である。處が此弱點が即ち文
太の附け込み所になつたので、萬一此内幕
が暴露した時は、自分はどうなつても構は
ないが、貴公の御一大事であるといふ調子

く只畑に圍つたまで、最も費用の懸る植
付はしないのである。然るに或人の説によ
ると、苗木の代金は千貳百圓であつたといふ
が、是が果して事實であるならば、三萬本
として一本五錢の高價に當る。何れにし
ても實地の相場とは、非常の相違があるも
ので、此間には文太等が手数料の多くを
つて居ることは、固より言ふ進まないこと
である。又た前の投書家は五十島山林の代
金は一萬五千餘圓といふたが、村氏の方を
調べて見ると、實際の手取り壹萬圓といふ
のが事實である、で表面代金が壹萬五千餘
圓といふことは、本社の承知して居るが是
は眞實の代金でないことだけを茲に一言斷
はつて置く。

宛然たる
御家騒動
豪家の非運 (三)
(市嶋家悪番頭の専横)
○余は前回で投書家の親切なる注意をも
紹介して了つたので、今度は愈よ兼て御約
束をして置いた如く
文太の大々的秘密

で、何か緒衣でも着るやうになる如く、常
々主人に吹き込んで居るのである。徳次郎
氏は又太の悪事を知らぬのでは無い、随分能
く知つて居る事もあるのであるが、彼を追
ひ出さずに出されぬのは、ツマリ斯ふいふ
秘密の種を彼に押へられて居るからであ
る。一寸聞いては信することの出来ないや
ふな事ではあるが、何事も常理を以て推斷
の出来ぬのが、御家騒動の始まりで、現に
佐藤伊左工門始め一門盡く此手を喰つて
居るのである、流石は歸天齋正一の養女を
妾にして居るだけあつて、文太が手品の巧
妙なものには、誰とて舌を捲かぬものはある
まい。讀者は或は所謂大々的秘密の種子を
開いて、コンナ事に大々的とは大袈裟過ぎ
る、何の事だ馬鹿々々しいと思はれるか
知れないが、決して大袈裟過ぎると思は
馬鹿々々しい事でもないもので、是が即ち文
太に取つては非常な秘密になつて居る、文
太が今日の第一手段は即ち先づ主人徳次郎
氏を脅やかして、何事にまれ文太のいふこ
とを、唯々として聞いて居るやうにさせる
ことで、夫をさせるには主人の弱點を捉へ

るの何寄の近道であるから、云は自分
が仕組んだ狂言の、尻が割れたのを主人の
罪にして、つて、勸業銀行をば主人を脅迫
する材料にして居るのである。○徳次郎氏と
文太とは實に斯ういふ關係になつて居るの
であるから、憐れや徳次郎氏は文太に對して
口も開けられない境遇に立つて居る、であ
るから其罪惡は認め乍ら、尙ほ文太を庇護
するために、「文太に不都合を認めず」など
と、態々不明の廣告までを新聞に出すとい
ふのも、文太が秘密の成功した証據であつ
て、之を大々的の秘密といふのは決して誇大
の言ではなからう。

宛然たる 豪家の非運 (三)

○五十島山林の記事は前回は了へたが序に
今一つ山林のことを話さう、是は最近の出
來事で、世間には知つて居るものも少な
らうと思はれる。○で先づ其發端から言出す
と、本年二月中のことであるが、津川の五
十嵐徳太郎、玉木常吉外一名の共同で、福

二百圓の錢を取つたといふ評判もあり、又
本年二月中同郡西川村地の山林を、水原
の行商佐藤龍吉が、佐藤家へ賣込みの周旋
をして、相談略ぼ整ふた時、彦八は龍吉
が地主から巨額の周旋料を手に入れるとい
ふ約束のあることを探知して、直ちに佐藤
家の番頭某と共謀し、其妨害運動をするや
うに見せかけて、先づ龍吉を脅かした上、
勞せずして龍吉から周旋料の半額をユスリ
取つたといふ評判さへある男で、懲り懸け
ては中々抜目のない人物である。○で、前記
の三人が、寶川山林の始末に困つて居るど
いふのを、此彦八が聞かしたので、儲けの
種が又一つ出来たと心算に喜んで、直ち
に三人へ相談を持ち込んだ。○其相談の次第
をいへば、拙者が父は市島家の愛顧を受
けて居るもので、父から主人へ頼み込めば
此屋買上げてくれるに相違なく、若し他
だといふ何とぞか故障が出て、萬一買上
ならぬことがあつたとしても、之を抵當
に金を借り出すのは請合ふても宜しいが、
一通りの運動では中々出来さうにも思はれ
ないから、先づ會計係りの波多野英太郎を

鳥縣下河沼郡寶川島結の山林百町歩を買受
けた此山林の立木は伐り盡して、桑坊主にな
つては居るが、土地は左迄に耕しても居ら
ず、ソレに水利の價もあつて、且つ内反別
は千町歩もあるのであるから、之を越後の
資産家に見せたら、必ず相當に賣れるだら
うといふ心算で、代價は四千圓と定めて、
其内証據金として二千圓を文太に、殘金は
來七月取引といふことに約束をしたのであ
る、其後三人は頼りに越後方面に向つて、
此運動をしてたけれど、態々他縣の土地
内へ容れに手を出さうといふものがない、
其中追々取引の期日は迫つて來る、支拂ふ
金はないといふ有様で、殊に處分に困つて
了た。○處が昨年津川へ入込んで居る水原
出生の佐藤彦八といふ男がある、此工永井
一禾の兄で、其父長八は今水原に於ける市
島家別荘の番人をして居る、そだ、餘りの
やうだが此彦八は佐藤家工門方へも出入
する、その縁故を以て昨年中東浦原郡
東川村大字七名地内の山林を佐藤家へ口入
し、總に貳千五百圓内外の代金の内から、千

手に入れて、ソレから總理番頭市島文太郎
に承知させねばならぬのである、ソレには
英太郎を始め文太郎は勿論、實地見分に來
るものに相當の分配をやらねばならぬので
都合二千圓位は自分一已に使用を許して貰
いたい、其代り金高は七千圓位として、一
たび抵當に入れる限には期日に至つて返済
を怠つても、抵當流れとして山林を引渡す
外には何等の責任を負はせぬことにする、
といふのか、即ち彦八の持出した相談であ
る。○左なきだに力に傾る大歩の山林を買
つて、乞食が馬を飼ふた具合で、頗る持て
居る相であるから、相談に三人は轍
駒の水を得た如くに喜んで、何分頼むと早
相談の纏つたのは去る五月中のことであ
る。(此項未完)

宛然たる 豪家の非運 (苗)

○前回は記した如く、佐藤彦八が五十嵐徳
太郎玉木常吉郎に向つて、寶川の山林を市
島家へ賣込むか、之を抵當に金を引き出す

か二つ一つは、此度請負ふと言ふたのは、成程謗言ではなかつたので、彦八は其相談を済ますと共に、津川を去つて幾日ならざるに市島家の主人徳次郎氏を實地見分として引き出して来た、随行は文太の股肱たる川崎哲太郎と彦八の父長八とで、共に寶川へ出張をしたのである。市島家といへば大名同様の闊達で何處の土地を買ふにもせよ、主人自身の見分なほ容易にあるべきことではない、殊に平地ならば、マダしも、十數里外の嶮しい山路に、態々足を運ぶといふのは、實に破格中の破格である、是が抑彦八風情の働きて、さうして出来べき仕事であらう、畢竟は要處々々に投じた魔睡劑の特効で、

文太一味の徒が主人を引廻したものであることは、誰しも推斷が出来るであらう、そこで實地見分の結果は、大名育ちの徳次郎氏に山の善悪などが分らう筈なく、哲太郎等の言ひなり放題ではあるが、ソコは又悪事にかけては抜目の無い奴ばかりであるから、

最初徳太等三人が寶川村民から取受

けた四千圓の買入証文を押隠し別に七千五百圓の買入証文を偽造して、之を徳次郎に示した上、七千圓貸出しても過當ではないといふ証據にした。是丈けで他の事は推して知るべしではあるが何れ就けても即坐の取極めといふやうな、手輕な事をしないのが世間一般大家の家法である、で六月十五日迄に、何れ何れか挨拶しやうといふことで、歸宅したのは五月末か六月初旬のことである。そこで彦八始め一同は、斯くまで運んで来た上は、最早大願成就だと喜んで、共に何處かで祝盃を挙げたが、期日の來るのを待ち兼ねたものが見えて、彦八は賣人物代として常吉を連れて六月十一日に天王へ立越した、處が何ぞ料らんや、此際恰も

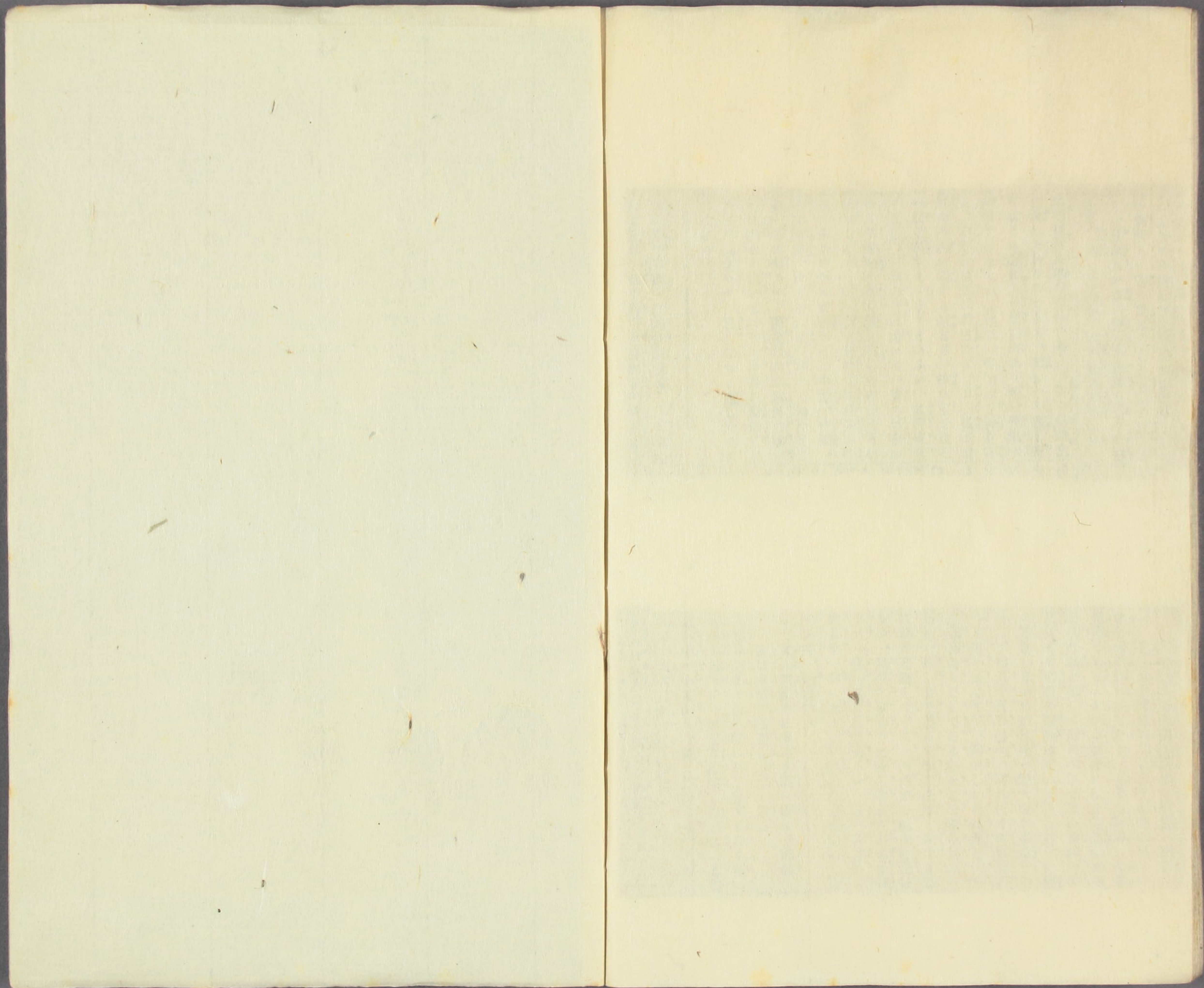
文太攻撃の記事が本紙に出て、市島家は非常の騒ぎを遣つて居る、其爲め誰とて彦八等に耳を貸すものも無いといふ始末で、二三日逗留した末に、當時取込中であるから、退て挨拶する、と言はれて、常吉はスコト歸郷したそうだが、彦八は獨り水原の父の許に居残つて、密々

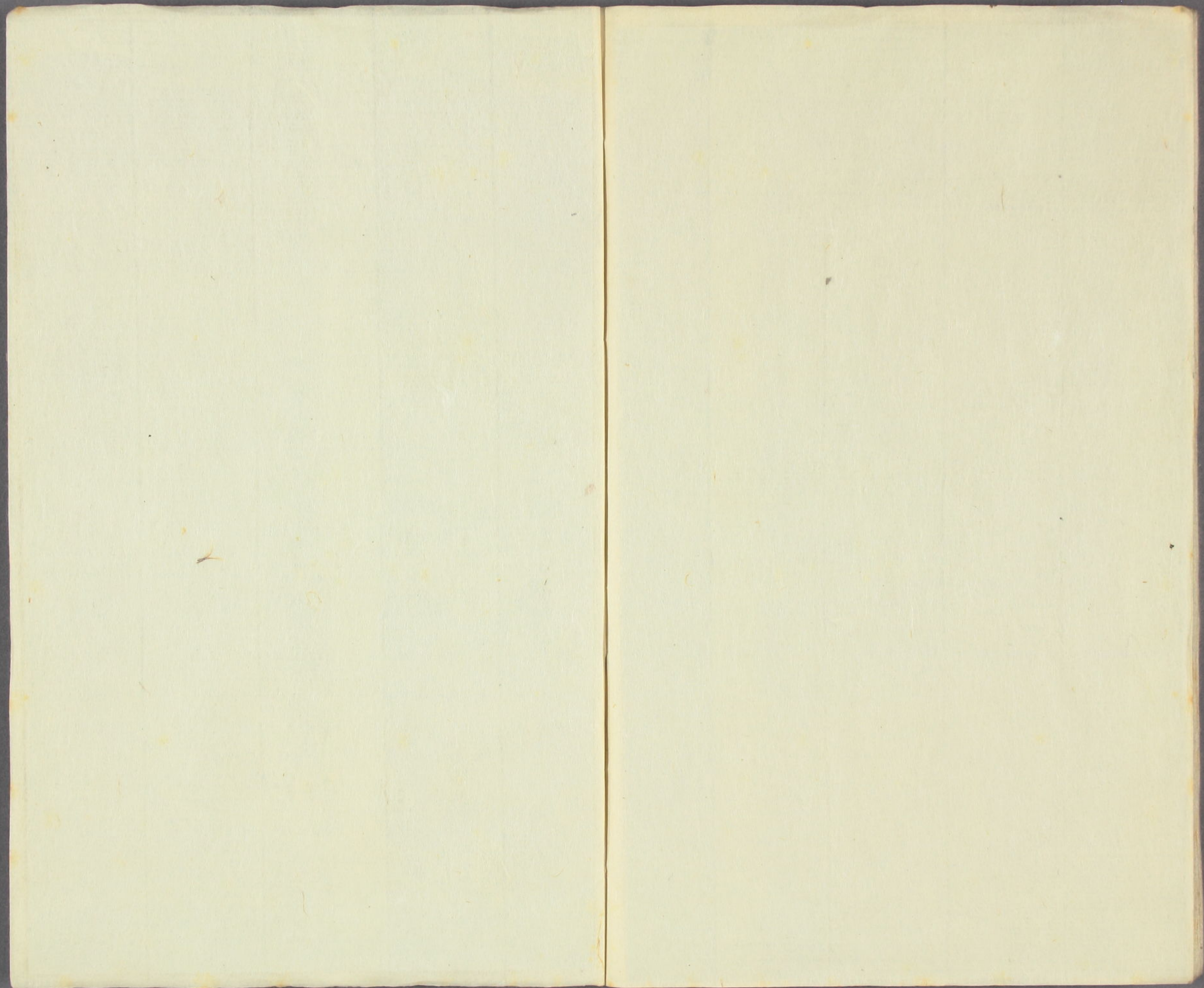
運頭を繼續して居るさうであるが、先づ當分は成功の見込がないといふことである。以上、事實は去月十一日附を以て、津川の或る者から特に知らせて来たのであつて、本社で更に探訪を遂げた結果、右の如くに明瞭となつた次第である、縦ひ其事は首尾よく行かなかつたにせよ、巧くさへ行つたことなら

文太一味の徒に二千圓のコンミツシヨンを取られたのである

萬事につけて彼等が不義不道の働らきをするには、實に數へ盡されぬ程である。尙ほ序でにいふて置かねばならぬのは、佐藤伊左工門である、是も文太にカブレて了つて、近頃は頻りに山林を買入れるが、其買入代金は、ヤハリ普通の二倍乃至三四倍の高價である、已に東川西川兩村内に買入れた山林は、前回にも報じた如く、外には三川村大字行地々内にも昨年買入れたものがあつて、是は或ものが實地を見分した際に他人の山を見せて置いて、別に二束三文の禿山を賣りつけたのであつて、文太にカブレる

と皆斯ういふ馬鹿を見るとなるのである





印

